

令和4年6月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和4年6月22日～23日

場 所 第4委員会室

令和4年6月22日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年宮崎県一般会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和3年の宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・令和3年度大気、水質等の測定結果について
- ・令和4年度海水浴場水質検査結果について
- ・一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画の改訂について
- ・令和3年度の宮崎県産農畜水産物の輸出実績について
- ・新規就農者の確保・支援について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		蓬原正三
委員		濱砂守
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		満行潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 河野譲二

環境森林部次長
(総括)

長 倉 佐知子

環境森林部次長
(技術担当)

橋 木 秀 利

環境森林課長

田 代 暢 明

環境管理課長

三 角 敏 明

循環社会推進課長

今 村 俊 久

自然環境課長

池 田 孝 行

森林経営課長

上 野 清 文

森林管理推進室長

右 田 憲 史 郎

山村・木材振興課長

松 井 健 太 郎

みやざきスギ
活用推進室長

二 見 茂

工事検査監

若 杉 太

林業技術センター所長

廣 島 一 明

木材利用技術
センター所長

藤 本 英 博

農政水産部

農政水産部長

久 保 昌 広

農政水産部次長
(総括)

山 下 弘

農政水産部次長
(農政担当)

菓子野 利 浩

農政水産部次長
(水産担当)

鈴 木 信 一

畜産新生推進局長

三 浦 博 幸

農政企画課長

小 林 貴 史

中山間農業振興室長

原 田 大 志

農業流通プラント課長

松 田 義 信

農業普及技術課長

川 上 求

農業担い手対策課長

馬 場 勝

農産園芸課長

海 野 俊 彦

農村計画課長

戸 高 久 吉

畑かん営農推進室長

城ヶ崎 浩 一

農村整備課長

鳥 浦 茂

水産政策課長

大 村 英 二

漁業管理課長	赤嶺	そのみ
漁港漁場整備室長	否笠	友紀
畜産振興課長	林田	宏昭
家畜防疫対策課長	丸本	信之
工事検査監	日高	誠
総合農業試験場長	東	洋一郎
県立農業大学校長	戸高	朗
水産試験場長	西府	稔也
畜産試験場長	河野	明彦

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課主査	西尾	明

○武田委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○河野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

お手元にお配りしております、常任委員会資料の表紙を御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が3件であります。

Iの予算議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

IIの報告事項は、令和3年度繰越明許費と事故繰越につきまして、報告するものであります。

IIIのその他報告事項は、令和3年度大気、水質等の測定結果についてなど、3項目を報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

令和4年度環境森林部歳出予算（課別）についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、補正額は表の中ほど、一般会計小計欄の網かけ部分であります。補正額B列にありますとおり、5,252万8,000円の増額をお願いしております。

補正内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。

令和4年度繰越明許費についてであります。

これは、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業におきまして、関係機関との調整に日時を要したことから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、5,120万円の繰越しをお願いするものであります。

次ページ以降の資料につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

私からは以上であります。

○武田委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○三角環境管理課長 環境管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

環境管理課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で252万8,000円の増額をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

45ページをお開きください。

(事項)放射能測定調査費252万8,000円の増額であります。

説明欄の1、放射能測定調査事業は、原子力規制庁の委託を受けて環境放射能の測定を実施してきたところでありますが、その中で、測定装置「ゲルマニウム半導体検出器」について、現在2台整備されているうちの1台を令和4年度中に廃棄するよう指示があったため、廃棄に係る費用について増額をお願いするものであります。

○上野森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で5,000万円の増額をお願いしております。

1枚めくっていただきまして、49ページを御覧ください。

(事項)森林計画樹立費の説明欄の1、新規事業、みやざき森林クラウド基盤構築事業につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、森林計画関係図簿の閲覧・取得における利便性の向上を図るため、ネット環境での閲覧等が可能となる、新たなクラウド基盤の構築等を行うものでございます。

4ページの現状と課題を御覧ください。

(1)にありますように、現在、森林簿等の森林計画図簿につきましては、市町村にデータで提供し、林業事業者等には、県の窓口で対面での申請により紙ベースで交付しており、利便性の向上を図る必要がございます。

また、(2)にありますように、コロナ禍におきまして、対面での交付手続などの接触機会を減らす必要もございます。

このため、事業内容及び効果の2番目の図の①にありますとおり、県が保有する森林情報のデータの整備等を行い、民間のクラウドサービスを活用して基盤を構築することで、情報の閲覧等の利便性が向上するとともに、対面での接触機会が減少することで、新型コロナウイルス感染防止対策が図られ、事務の省力化にもつながるものであります。

また、②にありますとおり、市町村等が管理するシステムの運用実態を調査し、クラウド基盤の機能拡張の可能性を検討することとしております。

3ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、(1)の予算額は5,000万円、(2)の財源は全額国庫となります。

また、(3)の事業期間は令和4年度、(4)の事業主体は県であります。

なお、4ページの右上には、この事業がSDGsの9「産業と技術革新の基盤をつくろう」という目標に資するものと考えまして、記載し

ております。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等について質疑はありませんか。

○満行委員 みやざき森林クラウド基盤構築事業の②機能拡張の可能性調査についてです。市町村がそれぞれ独自のデータを持っていると思うんですが、26市町村はどういう状況なのか、その実態を教えてください。

○上野森林経営課長 代表的なシステムにつきましては、林地台帳があります。その他のシステムにつきましては、今年度の事業で調査を行い、その実態を調べることでしております。

その上で、市町村にあるシステムが、クラウド上で閲覧可能な状態になれば、利用向上も図られると考えているところです。

○満行委員 市町村独自ではなくて、この林地台帳も、資産税のシステムと一緒にいたりするのかなと思うんですよね。

地図データとかも各部署で共有していたりするので、結局、住民基本台帳にリンクしていたりすると思います。林地台帳は、結局そういう所有者とか、固定資産のデータとほぼリンクしているんじゃないかと思うんですけれども、みんなやっていることはばらばらで、規格とか違うのかなと思います。そういうことを今年1年間かけて調査するというのでしょうか。

○上野森林経営課長 今年度の調査につきましては、まず、森林計画関係のシステムについて調査することにしておりますので、そういった他のシステムの実態については、今のところ考えておりません。将来的にはそういったものにも連携できるようなシステムになればいいかと考えております。

○右松委員 関連ですが、とても大事な事業だと思っています。

それで、森林クラウドというのが標準仕様ということで、標準仕様に基づいてサービスを導入していくと。

GISに関しては、戦略型GISをシステムに導入していく、実現していく。これは段階的に手順を踏まないといけないと思っているんですが、この5,000万円というのは委託費になるのか。委託費であれば、そのシステム事業者は国が絡んでいるのか、そのあたりを含めて教えてください。

○上野森林経営課長 事業費の5,000万円につきましては、委託費になります。

具体的には、森林クラウド化の設計と、市町村システムの実態調査、エラーチェック等の試験運用等の委託となります。国の機関への委託等はございません。

○右松委員 ちなみにシステム事業者については答えられるのでしょうか。

○上野森林経営課長 現在、森林クラウドサービスを提供している会社は、全国で4社ほどあります。

○右松委員 分かりました。そのうちのどこかに決まっていくと思うんですが、ある程度ノウハウがあると思うんですよ。

今後、さらに活用を深めていく。森林組合を含めて、事業者がこれを活用していくというのは非常に重要ですので、そういった意味では、今後かなり活用の場を広げていく中で機能を高めていく、新たな機能拡張の検討というのはいろんな意味で重要なことだと思います。

例えば、路網であったりとか、いろんな活用の仕方があると思うんですよね。ですから、そういった意味では、事業者選定をしっかりといただいて、市町村等も含めて情報共有していただいて、今後、機能を拡張していただきたい

と思いますが、今後の展開について伺います。

○上野森林経営課長 今年度の調査で、その可能性を検討する予定としておりますが、まずは県で管理しておりますシステム——例えば保安林や資産関係の情報、先ほど申しましたが、市町村で管理している林地台帳等——これらの情報等をクラウド上で閲覧可能な状態にできるかどうかを今年度調査することとしておりますので、そういったことも含めまして、検討を行っていきたく思っております。

○右松委員 先ほどSDGsの話がありました。これは非常に重要な方向性だと思っております。

機能を高めていく上で、例えば地形図とか、あるいは林内写真とか超高解像空中写真とか、いろんな活用方法の可能性があると思っておりますので、林地台帳ももとよりでございますが、ぜひ有効に、これからさらに活用を深めていただければと思っております。

○蓬原委員 設計という言葉も出てきましたが、可能性の調査もそうでしょうか、これは全国で本県が初めて取り組もうとしているということですか。

○上野森林経営課長 令和3年度末時点で、全国で26都道府県が導入済みでございます。令和4年度導入予定が、本県を含めて7県となっております。

ちなみに九州では、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、佐賀県、沖縄県が導入済みでありまして、鹿児島県は導入が未定となっております。

○蓬原委員 ということは、このシステムの基本パターンみたいなものは、もう出来上がっている気がするのですが、いかがでしょうか。

○上野森林経営課長 システム自体は、既存のシステムを活用することになっておりますので、ほぼ出来上がっていると思っております。

この事業につきましては、そのシステムに本県の森林情報を加工したり、変換したりして整備して、それを搭載するための設計となっております。

○蓬原委員 基本形があって、それぞれいろんな特殊事情があるから、それを入れ込むということでしょうかけれども、先ほど、クラウドサービスを提供できる会社が全国で4社あるということでしたが、九州内で導入済みの6県の設計はどかがやっておられたか分かりますか。

○上野森林経営課長 長崎県と熊本県、沖縄県が応用地質株式会社、佐賀県、大分県が株式会社パスコ、また、福岡県は独自にシステムを開発しております。

○山下委員 この事業なんですが、今回、私も一般質問をする関係でいろいろ聞いたりしたんですが、環境森林部では、伐採面積については、航空写真で毎年データを取りながら面積を出していますということでした。

それで、新規でこのクラウド化の事業を構築する以前、令和3年度も同じような事業があったと思うんです。例えば、4ページにクラウド基盤の構築ということで、森林簿、森林計画図、空中写真、地形図とかありますが、こういう一体的なことは初めてやるわけではないと思うんですよね。今までは、どういう事業名でやっておられたんですか。

○上野森林経営課長 これまでの伐採面積の推計につきましては、4ページの上の図にありますように、森林管理システム及び、その下の森林GISを活用して集計等を行っているところでございます。

○山下委員 どれぐらいの予算規模でやっていたんですか。

○上野森林経営課長 保守点検が主になります

が、2つのシステムを合わせまして800万円程度かかっております。

○山下委員 令和4年度で5,000万円かけて、新たにクラウドのシステムをつくろうということですよ。

それで、県北は、地籍が明確に分かる場所が多いんですが、県央、県南は境界不明とか所有者不明、相続の名義がそのままの土地とか、都城市辺りでは、まだ国土調査も済んでいないところが多かったのではないかと思います、その辺との整合性は、この事業の中でしっかり出てくるものなんですか。その辺の見通しを教えてください。

○橋本環境森林部次長(技術担当) 私は以前、この森林簿管理システム等の担当をしておりましたので、答えさせていただきます。

地籍のデータにつきましては、森林簿は山の境界、山の杉とかヒノキの境界で境界を区切るんですけれども、以前から、市町村で整備されてまいりました。

その折に、以前から森林簿に、同じ杉の中でも、例えば地権者が違えば、そこに線を入れて地籍のデータを取り入れて、1筆ごとに森林を分けていくという作業をずっとやってきておりました。県北で、97~98%地籍調査が終わっているところにつきましては、例えば美郷町ですと、既に平成8年ぐらいに地籍調査のデータを反映した森林簿を整備しております。

その後につきましては、なかなか市町村の地籍のデータを森林簿に取り入れることがなかったんですけれども、GISが投入されまして、森林簿の図面があって、その上に地籍の境界があれば、それを重ね合わせることで、どこの山かが判断できるということで、市町村から地籍のデータを頂いて、それを森林簿のシステムの中

で参考書類として閲覧できるように整備はしてきております。

さらに、市町村が平成30年以降に林地台帳システムを搭載しまして、市町村独自で固定資産あたりも含めて、整備ができるようになっております。ただ、全てをこの中で完結させるのは難しいものですから、この事業の中で市町村が持っている地籍のデータと県が持っている森林のデータなどを拡張して統合させて、将来的に県民全員が、利便性を持って閲覧できればと思っていますところでございます。

○山下委員 以前、都城市でもGPSを使って、ここの山は誰が持ち主だろうかということで、森林組合から招集がかかって説明があったんですが、説明だけで終わっているんですよ。

現地に関係者に集まってもらって、GPSのデータで、樹木がヒノキなのか杉なのか照らし合わせながら、踏査していかないと、図面だけでは分からないんですよ。

どういうふうに境界確認作業が進んでいくのか。まだ国土調査が済んでいないところは、世代がどんどん変わっていきますから、皆さん不安なんですよ。そして、倒木があったり、誤伐があったり、それが常態化しているわけですので、この事業でどれだけ早急に、地積等の明確化ができるのか。

こういうデータの蓄積をして、皆さんが確認しやすい体制をつくるのでしょけれども、以前もGPSでやると言っていたみたいなことで、ただ予算を消化して、ただ、今の現状を図面に落として、何かそれだけで一過性のもので終わるような気がするものですから、それ以前の大事な問題がまだあるんじゃないかと思って聞きしたところでした。今後、どれだけ効果があるのか、見解をお聞かせください。

○橋木環境森林部次長(技術担当) 委員がおっしゃられるように、これまでもそういったデータを航空写真上から取り込んで森林のエリアを特定したり、県でも毎年、航空写真で森林の変化を見たりしておりますし、さらに衛星の写真も導入して、木が切られればすぐ分かるようなシステムを今導入しております。

それから、境界明確化という作業を実際に地権者立会いの下でやって、その成果で間伐をやってきたんですけれども、そういったものについては、残念ながら紙データでしかない。その紙データをしっかりとデジタルデータ化して、ある基盤の中で重ね合わせることができれば、将来的にも非常に有望なのではないかなと思っています。

なかなかそういった技術が一朝一夕に進展するという事はないんですけれども、我々としては、そういった正しいデータを正しい姿で、県民全員が閲覧できる姿を理想として取り組んでいきたいと思っています。

○山下委員 皆さん方ではできないわけですから、業者と契約するんでしょうけれども、その末端には、森林組合とか、そういうところが窓口にならないといけないわけです。

森林組合等が一番汗をかくと思うんですが、この5,000万円の予算配分は分かっているんですか。

○上野森林経営課長 この予算につきましては、委託費がほとんどでありまして、調査費もその中の一部になっております。

この事業につきましては、森林組合が直接窓口になってやり取りするわけではなく、今ある情報をデータ処理してクラウドに載せる、搭載する事業となっております。

○蓬原委員 委託していくということですが、

業者もいるわけけれども、これは入札をするんですか。大事なところですので。

○上野森林経営課長 これにつきましては、企画提案競争により実施することとしておりまして、金額だけではなくて、具体的な提案内容を評価しまして、実績を含めて契約することとしております。

○蓬原委員 分かりました。契約については長く問題にもなっていないんですけども、過去にはいろいろあっていましたので、この委託契約の在り方については、十分透明性を持ってやっていただくように、願わくは議会にも、こういうことで、ここに決まりましたと御報告いただくとありがたいと思います。よろしく願いしておきます。

○上野森林経営課長 そのように対応したいと考えております。

○坂本副委員長 今の質疑に関連しますけれども、このクラウド基盤に搭載する森林情報について、デジタルのデータとして今あるものと、あとデジタル化されていないもの、この割合というか、今回クラウドで使われる、将来ここに載せていくデータとして、紙データのデジタル化は、まだ大分残っているのでしょうか。

○橋木環境森林部次長(技術担当) 常任委員会資料の4ページの下絵の中にある森林簿、森林計画図、空中写真、地形図は、これまで紙データをデジタルデータとして整理してきたものでございます。それを、改めて森林クラウドシステム——先ほど申し上げたように、全国で4つのシステムの中から選ぶことになると思うんですけれども——そのシステム上で動かせる形に変換していくことになります。

副委員長の御質問の、紙データがあるのかというところなんですけれども、県は、ほぼデジ

タル化は済んでいると思います。

ただ、森林組合等が持っているようなデータについては、紙データの可能性があります。先ほど言いましたような境界明確化のデータが紙データであれば、それをしっかりと図面上にデジタル化して重ね合わせることで閲覧できるのではないかと考えておりますけれども、それについても、この事業の中で機能拡張性の検討をいたしますので、その中で検討していくことになろうかと思えます。

まずは実態を調査いたしまして、どういったものがあるのか。あと、実際に統合して、拡張して、まとめて運用ができるのか否か、そういったものも含めて、この事業の中で検討していくということで考えているところでございます。

○坂本副委員長 関連して、また細かい話になるんですけども、先日、常任委員会の県内調査で、林業技術センターの地形図を測定するためのレーザーを活用した新しいツールを御紹介いただいたんですが、これは先日の一般質問でも、どなたかそのことを質問されておられて、計測器の精度が現状にまだ追いついていないということで、人力と併用で使っていくというお答えをされていたかと思えます。

私も、現地で申し上げたんですけれども、精度の問題とか、うまく実用に即さないところについては、そのまま放置するんじゃなくて、むしろ使いにくいところを、それを導入しているメーカーというか、事業者にしっかり伝えて、より使いやすいものに向上させていくことをお願いしたいと思えます。

恐らく、この分野というのは、まだ発展途上で、そういう実用面でのデータをメーカーも欲しがっていると思うんです。ですから、少し大げさですけども、宮崎県とそういったメーカ

ーとで共同開発するような、それぐらいの方向性でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これは、要望として現地でも申し上げたんですけれども、関連して申し上げさせていただきます。

○上野森林経営課長 副委員長が御指摘の件はおそらく地上レーザー測量のことだと思うのですが、その件につきましては、副委員長がおっしゃったように、不備な点などを洗い出して、メーカーと連携して、さらなる精度の向上に向けて研究が進んでいくように、協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○武田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○田代環境森林課長 常任委員会資料の5ページをお開きください。

Ⅱ、報告事項についてであります。これは令和3年度に議会で承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告するものであります。

まず、1の令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

表に、主管課ごと、事業ごとに記載しており、5ページの一番下の合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で25事業、繰越額は96億372万8,000円であります。

繰越理由につきましては、表の右側に事業ごとに主なものを記載しており、工法の検討に日時を要したのものや、国の補正予算の関係により工期が不足することによるものなどであります。

次に、6ページを御覧ください。

2の令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。

こちら先ほどと同様に、表に主管課ごと、事業ごとに記載しており、一番下の合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で5事業、繰越額は7億4,000万1,677円であります。

繰越理由につきましては、表の右側に記載のとおり、入札不調等により契約締結に日時を要したのものや、関連する他事業工事の遅れに伴い、事業の契約締結が遅れ、工期が不足したことによるものなどであります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○山下委員 6ページの事故繰越についてですけれども、今までも入札の不調不落、その状況もいろいろと聞いてきました。その中で、山地治山事業と緊急治山事業は繰越額が大きいのですが、これは1か所だけで、これだけの金額ですか。ほかにも何か所かあるのですか。

○池田自然環境課長 山地治山事業につきましては、3か所で、いずれも令和2年度補正予算によるもので、令和3年3月に国の交付決定をいただいております。その後、発注の手続を進めたのですが、入札を行った際に公共事業の発注が集中し、応札者がなく、入札中止になったことから工期が不足したもの、それから、近接地で施工中の治山ダムの完成を待ち、工事を発注する計画でありましたが、近接工事の完成が遅れたことにより、発注時期に遅延が生じ、年度内の完了が困難となったものなどの理由がございます。

緊急治山事業につきましては、4か所のうち3か所は入札を行ったものの、技術者不足等により応札者がなく、入札中止となったことから工期が不足したもの、残りの1か所は、工事着手後に豪雨の影響により、現場周辺部が被災するとともに、資材搬入路が荒廃し、復旧計画の

再検討や資材搬入路の整備などに工期延長が必要となり、年度内の完成が困難になったものでございます。

○山下委員 この2つの事業で、入札不調等というのがありましたが、入札不調件数は合わせて7件ですか。

○池田自然環境課長 入札不調の件数は、合わせて4件でございます。

○山下委員 この2つの事業の中で4件が不調だったということですね。どちらが何件ですか。今、説明を聞いていたら、3件と4件と言われたから、合計で7件かと思ったんですが。

○池田自然環境課長 山地治山事業が1件で、緊急治山事業が3件でございます。

○山下委員 金額は、そんなに小さい金額じゃないんですが、いつも問題になるのが場所です。

例えば、西米良村とか奥地になると、業界の人たちがなかなか手間暇かかるところに人が派遣できないということがありますが、応札者がいないということは、奥地の工事についての発注側の積算基礎がまずいのか、その辺の経費上乘せの見積りの仕方というのは、何か差が出てきたのか。

それと、再入札のときに、何%か上乘せをした形で応札されたのか。その辺について教えてください。

○池田自然環境課長 委員がおっしゃいますように、環境森林部所管の工事に関しましては、地形が急峻であること、それから、山間部に位置するなど厳しい現場が多いことから、県土整備部、農政水産部より、不調不落の発生率が高くなっております。

このため、公共三部の対策のほかに、間接工事費の地域補正ですとか、枝長木の伐採費用の見積単価の採用、それから、治山林道工事の積

算基準の見直し、例えば治山工事で言いますと、木製型枠、残存型枠というのがございますけれども、それが上流側だけを適用していたのを下流側にも適用するといった対策を行っております。

それでも不調不楽の件数が多いものですから、現場に合った積算が一番だと考えております。

今後とも、建設業団体等と意見交換を行うとともに、現場条件に合った設計積算を採用していきたいと考えております。

○山下委員 確認させてください。これは応札されていると思いますので、落札率が分かったら教えてください。

○池田自然環境課長 その4件につきましては、全て応札いただいております。落札率につきましては、手元に数字がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○山下委員 できれば箇所と何者が入札して、落札率が何%なのか、その一覧表を資料として頂けますか。

○池田自然環境課長 承知しました。

○武田委員長 山下委員から資料提出の求めがありましたので、御対応をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

○濱砂委員 工事の完成予定が令和5年ですから、来年の3月ぐらいの予定になっているものが数件あるんですけれども、資材の物価上昇による金額の変更が出てくると思いますが、どうでしょうか。

○池田自然環境課長 ただいま資材が高騰しておりますので、その影響はあると考えております。

○濱砂委員 あると思うんですよ。そこで、この繰越しの理由を見ると、国の補正予算の関係が関係する場合には補正予算に追加して国から

お金が来るんでしょうか。それから、工法の検討に日時を要するとか、そういった場合には、どこが上昇分を負担するんですか。

○池田自然環境課長 物価上昇分の工事費の増額につきましては、資機材の実勢単価が上昇した場合に、業者から申出があり、当初発注分から上昇分の差額が1%以上になった場合に、契約約款第25条第6項——スライド条項等と呼んでおりますけれども、その規定により、差額分を設計変更して対応することとしております。

○濱砂委員 だから、その負担は県がするのか、国がするのかということなんですよ。国の事業の補正予算によるものと、あるいは、工法の検討とかいろんな理由があるんですけれども、こういったものについての負担は、スライド分を業者に負担させるわけにはいかないから、業者はもちろん請求を出してきますよね。設計変更して、その差額はどこが出すのかという話なんですよ。

○池田自然環境課長 差額については、国から補助していただいておりますので、県と国が補助率分により負担することになると思っております。

○武田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○三角環境管理課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

令和3年度大気、水質等の測定結果について御説明いたします。

(1) 目的は、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づいて、大気や水質などの汚染状況を監視することであり

(2) 測定結果の総括は、本県の大気、水質、

ダイオキシン類の測定結果は、一部の項目で環境基準を超えた地点がありましたが、おおむね良好でした。

(3) 大気の測定結果の①大気汚染常時監視は、表1の大気汚染常時監視の測定結果を御覧ください。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素の4項目は、全ての測定局で環境基準を達成し、上から一つ目、二酸化硫黄は4つの測定局で、上から三つ目、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を未達成でした。

なお、二酸化硫黄については、いずれも1時間値が環境基準を超過したもので、高千穂保健所測定局においては3回、日向地区の3測定局においては、それぞれ1回基準を超過したことにより、未達成となったものであります。

②有害大気汚染物質モニタリング調査は、ベンゼンなど4項目について、延岡保健所など4地点全てで環境基準を達成しました。

③今後の取組は、良好な大気の状態を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続し、また、光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対して国際的な取組の継続を要望してまいります。

(4) 水質の測定結果の①公共用水域は、8ページの表2の公共用水域の主な測定結果で御説明いたします。

生活環境項目のBODにつきましては、2水域、都城市の花の木川及び大淀川上流域で環境基準を未達成でした。

また、健康項目では、ヒ素が2地点、高千穂町土呂久川の東岸寺用水取水点、岩川用水取水点で、ホウ素が1地点、門川町五十鈴川の五十

鈴橋で環境基準を未達成でした。

②地下水は、表3の地下水の測定結果で御説明いたします。

概況調査は、3種類の調査全てで環境基準を達成しました。

継続監視調査は、13地点で環境基準を未達成でした。13地点の内訳は、表の上、米印7のとおりに、ヒ素が4地点、揮発性有機化合物が4地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5地点でした。

9ページをお開きください。

④今後の取組は、良好な水環境を維持するために、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、生活排水対策を継続して実施します。

(5) ダイオキシン類の測定結果は、表4のダイオキシン類の測定結果で御説明いたします。

常時監視は、全ての地点で環境基準を達成しました。

発生源自主検査及び発生源立入検査は、全ての施設や事業場で、排出ガスや水質は排出基準以下でした。

④今後の取組は、良好な環境を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施します。

大気、水質等の測定結果につきましては、以上であります。

次に、常任委員会資料の11ページをお開きください。

令和4年度海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

(1) 目的は、海水浴場の水質等の状況を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資することです。

12ページを御覧ください。

宮崎県と宮崎市により、県内15か所の海水浴場について調査しました。

11ページにお戻りください。

(5) 調査結果は、アの海水浴場水質判定基準項目について、全ての海水浴場の水質が「適」と判定されました。内訳は表1のとおり、水質AAが12か所、水質Aが3か所でした。

○右田森林管理推進室長 一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画の改訂について御説明いたします。

委員会資料の13ページを御覧ください。

まず、(1) 林業公社の経営状況についてであります。

林業公社は現在、平成30年3月に策定しました第4期経営計画に基づきまして、安定的な経営資金の確保を図るとともに、市況などの動向に配慮した主伐等による伐採収入の確保や、コスト削減につながる計画的な路網の整備などの経営改善に積極的に取り組んでおります。

また、公社運営に必要な長期借入金の残高は、平成25年度末の約341億円をピークに、令和3年度末には約334億円に減少する見込みであります。

県といたしましては、現計画の確実な実行を図るため、毎月、経営改善実行管理会議を開催するなど、公社の経営状況及び計画の進捗状況を的確に把握し、積極的に経営指導を行っているところであります。

表は、第4期経営計画の前半5年間の実績等を示しており、年度末資金残高は、毎年3億2,000万円程度の額を確保し、長期借入金残高は、令和3年度末の見込みで333億9,200万円と毎年減少しております。

次に、(2) 第4期経営計画の改定についてであります。

これまで公社の経営計画は、10年間の計画期間において、経営改善の進捗状況等を踏まえ、5年ごとの見直しを行っており、第4期経営計画につきましても、さらなる経営改善に向けた取組を検討し、5年を経過します今年度に改定を行うこととしております。

改定のスケジュール案につきましては、今年5月に公社内に林業公社経営計画検討委員会が設置されておりまして、今後、検討委員会で改訂計画概要を取りまとめた後、年内に計画素案を作成し、翌年2月に計画案を取りまとめ、3月の公社理事会で改訂計画を決定したいと考えております。

なお、改訂計画の取りまとめの進捗状況を見ながら、適宜、常任委員会におきまして、委員の皆様へ御報告を行ってまいりたいと考えております。

(3) 県としての関与についてであります。

林業公社の経営改善につきましては、公社自身の経営努力のみならず、県の支援が必要でありますので、県は公社と一体となって第4期経営計画の改訂に取り組み、経営の改善を図っていくこととしております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○濱砂委員 林業公社の借入金は334億円ぐらいですよね。これがいわゆる森林勘定というやつですか。

○右田森林管理推進室長 この金額につきましては、金融機関等からの借入金ということで、森林勘定とはまた違います。

○濱砂委員 違うんですか。借入金と森林勘定はどのぐらいになっていますか。

○右田森林管理推進室長 これは令和3年度末見込みでありますけれども、森林勘定としまし

ては、258億7,600万円ぐらいの金額になります。

○濱砂委員 今の林業公社の持ち山については、資産価値として概算でどのぐらいだと見ているんでしょうか。

○右田森林管理推進室長 令和3年度の立木の購買価格が、立方4,500円程度で売れております。

○濱砂委員 持分に直して換算すると、全体で大体どのぐらいの資産になりますか。

○右田森林管理推進室長 おおよそですけども、180億円と考えております。

○山下委員 大気、水質等の測定結果についての(2)なのですが、測定結果の総括として、一部の測定項目で環境基準を超えた測定局・地点があったということですけども、宮崎県はUIJターンとかで、空気がおいしいとか、自然の豊かさを訴えているんですが、宮崎県の空気は大丈夫ですよ、おいしいですよと自信を持って言えるような基準なんですか。

○三角環境管理課長 環境基準というものが、委員会資料の7ページの米印1にありますように、あくまでも望ましい基準でありまして、人の健康に影響を及ぼすものではございません。

報告させていただきましたように、今回、基準を未達成であったのは、二酸化硫黄とオキシダントの2項目。二酸化硫黄につきましては、1年のうちの1時間値、1時間だけが超えたものでありまして、もう一つのオキシダントについては逆で、少しデータが古いんですが、令和2年度であれば、全国で達成したのは、たった2局しかございません。

そういうことから考えますと、宮崎県の空気というのは、健康に問題なく、きれいな空気と言えるものかと考えております。

○山下委員 そういうことなら、何でこういう数値を出さないといけないのかなと思うだけ

れども、宮崎県の空気は全国で何番目くらいにいいんですよというデータがあるんですか。

○三角環境管理課長 全国の中で何番目にきれいとかいうデータは手元にありませんが、国のほうで、全国の環境基準達成率というものを公表しておりますが、その中に数値的な比較までは出てきていないのが現状です。申し訳ありません。

○蓬原委員 口を挟むようですけども、水と空気はちょっと違うと思うんですよ。水は地域に限定されると思うんですけども、空気はインターナショナルだから、中国から、特に西から東へ吹くわけだから、大陸から来るものが大半でいろいろあるんだろうし。

ただ、その中でも二酸化硫黄かな、これが日向市辺りで出ているじゃないですか。これなぜなのか、原因はあるんですか。

○三角環境管理課長 こちらにつきましては、県内での事業場等による影響というのは考えにくいです。と申しますのは、日向地区におきましては、日向の3地区、同じ日の同じ時間の1時間値だけ超過しています。日向地区の3地区で超過したということは、相当広い面積での超過となります。

しかしながら、市役所にも保健所にも、大気の異常、工場等での異常操業とか、そういう報告はございません。

アメリカ海洋大気庁が、解析速報をホームページでオープンにしております。そちらで、風の流れを解析してみました。日向地区から逆に風の流れをたどったところ、阿蘇山に到達しました。

逆に、今度は、阿蘇山からの排出ガス、阿蘇山からのガスの拡散予測も一応シミュレーションしましたところ、真っすぐ日向市、日向地区

に到達しておりました。このため、阿蘇山、いわゆる自然現象が原因ではないかと考えております。

高千穂保健所につきましても、同じような解析をしましたところ、やはり阿蘇山からの流れと阿蘇山からの火山ガスの拡散が確認されたので、こちらが原因ではないかと思われまます。特に、高千穂地区は、二酸化硫黄をそれほど排出するような工場、事業場はございませんので、これが原因ではないかと考えております。

○蓬原委員 分かりました。エビデンスに基づく、すばらしい説明だったと思います。

あと水について、花の木川と大淀川の上流は過去にも硝酸性窒素とか、いろいろな畜産系の廃棄物で地下水汚染されているということで、都城市もそうですけれども、県でもいろんな計画書をつくったりとかあったと思うんですが、環境基準未達成ということですよ。今度もやっぱり人為的なものとなるんでしょうけれども、ここについても大まかな原因は分かっているんですか。

○三角環境管理課長 こちらにつきましては、委員がおっしゃいますように、特に花の木川は昨年も環境基準未達成でありまして、私どもも花の木川の源流から大淀川の合流点まで、地図に落として、現地にも行きましたが、あの川は、山之口の町なかをきれいに横断して、最終的には大淀川に合流します。

流域には、委員が御承知のように、住宅もたくさんございますし、工場、農地、また畜産業など、多くの人々の生活とか産業がございます。それらが全く水を出さないかという、幾ばくかの水は出しておりますので、家庭からの水、産業からの水、それらが全て花の木川に集まっているというのが現状であります。

私どもとしては、一般家庭につきましては、いわゆる環境啓発というのですが、それにより、まず、きれいな水を流しましょうということで実際にできるのは、今でも単独処理の浄化槽、家庭雑排水を無処理のまま流しているところにつきましても、補助等もつけて、合併処理浄化槽への転換促進をしております。ただ、これは義務ではなく、お願いベースでございます。

あと、農地からの水につきましては、私どもではどうにもなりませんので、農政水産部と連携して、過剰施肥などをしないようにということで、これもお願いベースでやっております。

あと、畜産業につきましては、環境管理課が所管しているのは水質汚濁防止法という法律ですが、こちらの届出対象はある程度の規模のものでありまして、確認しましたところ、小規模の畜産農家が多く、水質汚濁防止法の対象施設というのは1割程度しかございません。

したがって、こちらについても、農政水産部と連携した経営指導を行って、これもお願いベースですが、水をきれいにしましょうということをやっております。

したがって、結論を言いますと、何か行動を起こして、すぐに劇的に水質が改善するというものではなく、長く、粘り強い対策が必要ではないかと考えております。

○蓬原委員 昔、「臭いニオイは元から絶たなきや駄目」というフレーズのテレビコマーシャルが流れていましたけれども、恐らく何か原因があるから、こういうことになっているわけで、細かく追及していただいて、時間がかかるかもしれないけれども、できたら少しずつ根本的な解消をお願いいたします。

でないと、皆さん、宮崎市にお住まいだと思わうんですが、これが大淀川に流れて、相生橋の

ところで取水して、清武以外の宮崎市の大半の水源です。皆さんが飲んでいらっしゃるわけで、私は宮崎に来てから、絶対この水は飲まない。都城で飲む水と、全然臭いが違いますから。

まあ、こういうことがあるわけで、長い間には間接的に健康を害していくこともあるでしょうから、そのための環境基準というのがあるわけで、やっぱりそこは、また後で農政水産部の審査もありますから、その他の事項で、このことも少し触れようかと思っています。ぜひ原因究明をしっかりしていただいて、農政水産部とも連携を取っていただいて、これが達成できるように努力をお願いしたい。皆さん方の飲む水でもありますので、よろしくお願いします。

○三角環境管理課長 委員のおっしゃいますように、積極的に動いて、何らかの対策をしないといけないと思っています。

昨年度、委員からも御指摘がございましたので、花の木川の延長は長く流域も広いことから、ある程度、汚濁の多いところが特定できれば、そのエリアを重点指導エリアという形で、農政水産部と連携を取るとか、仮に絞り込みができれば、何らかの方法で農政水産部と連携して対応していきたいと考えております。

○武田委員長 それでは、最後にその他で何かございませんか。

○濱砂委員 林業技術センターの所長が見えますが、研修生の視察はどんなところに行っていますか。

○広島林業技術センター所長 本日から3日間、サテライト会場であります、都城市の木材利用技術センターで木材利用の研修に行っておりまして、製材工場を視察しております。

また、秋を過ぎましたら、輸出の関係で、志布志港だとか、県北と違う林業地ということで、

南那珂方面の長伐期施業林だとか、そういうところの視察を計画しております。

○濱砂委員 林業技術センター設立のときから、ヨーロッパ方面の先進地視察を取り入れたらどうかという話をずっとしてきたんですけども、なかなか達成できないので、将来、林業を目指す意味では、ドイツ辺りの林業というのは非常に勉強になると思いますので、検討してもらおうという意味で、所長のほうでも、その辺を考えておいてください。

私からも発言しますが、学校からもしっかり発言してもらおうといいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○右松委員 今回の濱砂委員の一般質問を大変興味深く聞かせていただきました。濱砂委員から話があるかと思いましたが、私が質問しているか分かりませんが、少し教えてもらいたいなと思います。

議場での答弁で、山元の立木価格と販売木材価格の差額なんですけれども、計算すると8,000円近く——7,803円の差が出ているんですね。それで、伐出、運材コストというか、そのあたりの話の中で、本県の杉の価格が2,887円。それから、素材生産費が5,368円、運搬経費が1,629円で、合わせて6,997円という答弁がありました。木材価格が1万4,800円ですから、今、価格が高めに出ていますけれども、その差額が伐出とか運材コストに流れているとすれば、宮崎県は路網整備がかなり進んでいるとは伺っていますが、急峻な地形がかなり多いですから、そのあたりとか、それから伐出、運材における高性能林業機械の導入といったところのコストが高いのか。

林野庁が数字を出していて、海外との比較では、例えばオーストリアでは、伐出コストが日本の半分なんです。それから、立木価格が倍

なんですよね。立ち木の価格が倍になっていますので、このあたりは、瀆砂委員からも話がありましたけれども、山元に利益が転嫁されないと、再造林の意欲にも関わってくるものですから、話のピントがずれていたら申し訳ないんですが、伐出コスト、運材コスト、このあたりの状況を教えてもらおうとありがたいと思います。

○橋木環境森林部次長（技術担当） 山元立木価格と素材の生産経費、運材経費について、瀆砂委員からも御質問いただいたところだったんですが、その差額につきましては、1万1,000円という当時の販売価格で比較した場合に、山元立木価格が2,900円弱ぐらいで、素材生産経費が5,400円、それから運材コストが1,600円ということで、2,000円ぐらいが素材生産事業体の利益になるのかなということで、この点については、かなり近い線ではないかと思えます。

それぐらいないと、素材生産事業体も利益を出さないといけないし、高性能林業機械の導入経費を支払っていかないといけないということで考えております。

素材生産の経費と運材経費につきましては、林野庁のデータを採用させていただいてはいるんですけれども、最近はそのような高性能林業機械の導入に対する林野庁の補助等もありまして、かなり引き下がっているのではないかとということと、素材生産につきましては、奥地化をしております、高性能機械が1台あれば伐出できるというわけではございません。今後、伐採地が奥地化すると、やはり索道を張って、架線を張って、丸太を運び出したりとか、そういった経費が、現場によってはかなり発生してくると思っております。

一方、運材経費につきましては、委員の御指摘のとおり、本県はしっかりと路網整備をやっ

てきておまして、全国第3位ぐらいの路網がございます。これによって、木材の輸送経費も改善されてきていると思いますし、最近では、林道を走る車も10トントラック、それから先の大きな道に出ますと、ミニトレーラーとかに積み替えて、輸送を合理化して、製材工場、もしくは木材市場まで届けるといったようなことで、これについてはかなり改善されてきていると思っております。

そういう路網整備とともに、これまで県としてやってきたのは、作業システムと言っているんですけれども、高性能林業機械と、フォワーダー等の運材用の高性能機械を組み合わせ、しっかり搬出できるように——それから搬出した山土場でトラックに積替えて、さらに、最近では大きな道になったら、プルトレーラーとか、ミニトレーラーで運ぶということで、かなり合理化されてきていると考えております。

ただ、昨今の燃油価格の高騰で、特に素材生産事業体の経営というのは、経費に占める燃油の割合が高いことから、林野庁は素材の生産経費や運材経費をまだ公表してなくて、今後調査していただろうと思えますが、かなり引き上がっている可能性があると思っております。

ですから、単純計算いたしますと、令和2年当時の生産経費と運材経費を木材価格14,800円から差引くと、委員御指摘のとおり8,000円でございますけれども、新しいデータが林野庁から次の年に公表されますので、その時点で、山元価格にどう反映されたのかという検証ができるのかなと思っております。

○右松委員 本県もそうだと思いますが、熊本県とか森林所有者から立ち木を買い受けて伐採する業者というのは、連名で届出をする必要がありますよね。

だから、伐出コストというのは、できるだけ抑えていかないと、あまりにも海外との差が大きいです。伐出コストと立木の価格が逆転していますので、そのためにも、先ほど言った路網とか、高性能機械とか、伐採から運搬までのコストというか、そこをできるだけ抑えていく、そのための御尽力をお願いしたいと思います。

○濱砂委員 次長のお話を今聞いていたんですが、山主が直接、伐採業者と運搬業者に頼んで、搬出して丸太価格に反映させると、おっしゃったように、残りは半分ぐらいなんです。だから、場所にもよるんだろうけれども、伐採と搬出に、実際にそれだけコストがかかっているということは事実なんです。これは経費がかかっているのかもしれない。

元森林組合長が山を売ったんです。それは、伐採業者に搬出も頼んでいるんです。そして、木材市場で売ったら、やっぱり立米で半分ぐらい残るんですよ。

私が言いたかったのは、もちろん、今、右松委員が言われたのも、そこなんです。

そのシステムを、林業高性能機械だったら、半分は補助金ですからね。だから、本来はもっと安くならないといけないのが、あまり安くなっていないというのがある。その辺がどうなっているのかをお聞きしたかったんです。

○橋木環境森林部次長（技術担当） 濱砂委員の御指摘のとおり、森林組合の組合員は森林組合の委託林産という手法を取ることが可能です。

通常の素材生産事業体ですと、立ち木価格ということで購入して、それが所有者の手取りになるのですが、委員の御指摘のとおり、森林組合に委託することで、素材生産経費も実費で払う。市場での丸太の代金も所有者がもらって、それを差し引くという手法は、以前から森林組

合では普通に行われていたんですけれども、一方で、そうなりますと、例えば所有者が全てリスクを取らないといけません。

例えば、赤字になったら、逆に所有者が払わないといけなくなったりとか、そういったことがあって、それが行われているかと言いますと、そこまで多くない状況でございます。

森林組合も、立ち木で買って、組合員の方にお支払いして、リスクは森林組合が背負うというやり方で、買取り林産という方法を取っております。

そういう2つの手法があって、組合員であれば、森林組合にどちらかやりますかということ提示できるのですが、それ以外の方については、実際は素材の生産事業体に立木のままで売って、それをもらうという流れでございます。

私も森林組合の経理を実際に見た経験があるんですけれども、伐出が難しいところは物すごく利益が少なく、赤字であったりとかいったものがある。逆に所有者の組合員の方が払われたりといった事例も、過去にはございました。

ですが、最近は森林組合も高性能林業機械の補助とかをしっかりと受けておりますし、あとトラックの輸送経費についても補助して、なるべく手数料や使用料を安く迎えるといった手法が取られている状況でございます。

ですから、言いたいのは、やり方としては二通りあるんですけれども、どちらを選択するかは、所有者の方の御意向で、どちらが有利かを所有者自身が適切に判断できればいいんですけれども、なかなか判断することができませんので、森林組合等に森林施業プランナーという職種の方を置いて、そういったサービスを組合員、もしくは所有者向けにさせていただくことで、なるべくリスクを避けた形で、よりよい価格で買

い取っていただける。もしくは、山元が自分の所得になる手法を取っている現状でございます。

○濱砂委員 そうなんですよ。だから、以前は、山を見渡せば、この山にはどのぐらいの木があるというのが分かるプロがおったんですよ。そういう人を見て、この山は幾らだと。これが、ほぼ当たるんですよ。

今は、個人の所有者は、特に小さい規模の所有者は全く分からないんです。だから、業者任せ。一般の値で売って、山元にかえてくるのは2～3千円という程度なんですよ。伐出のいいところですよ。悪いところの場合は、やっぱりそういったプランナーがちゃんと見て、指導して、この山は幾らだというぐらいのものを、ちゃんと山元に説明して出すと、トラブルは起きないだろうと思うんですけれどね。

今後の検討課題としてしっかりした計画を立てていただきますよう、よろしくお願ひします。

○山下委員 核心だろうと思うんですよ。今、原木が1万4,800円。それで、今、末端ではウッドショックと言われるぐらい、製材業から出る製品というのは、本当に市場崩れの高値で出ているんですよ。

私はその話を聞くときに、やっぱり今、時代に乗った便乗値上げがあるのではないかというぐらい、かなりの材が上がってきていると思うんですよ。皆さん方は、仕入れた木材を、いわゆる製材所が市場から買って、製材所がそれを賃びきして製品化して売るわけでしょ。柱とか壁材とかいろんなものに加工していただくと思うんですが。

出口の平米単価というのは――製材所から出る、いわゆる流通している平米当たりの製品の単価というのは、ある程度把握されていますか。

○橋木環境森林部次長（技術担当） 製材工場

が原価として出す価格については、会社の単価ですので、なかなかないんですけども、例えば以前ですと、管柱――家を建てるときの柱――が大体1本2,000円とかでございましたが、最近では、この前の新聞によりますと、5,000円とかに高騰しているといったような状況であると聞いております。

○山下委員 私、山元に戻す値段的なことは、ここをやらないと、製材所はウッドショックで、空前の利益が出ているんですよ。

だから、原木搬出業とか、そういうところは、山をたたいて買って利益を得ているのだろうと思うんですが。

だけれども、製材業はいわゆる出口で、かなりの価格で今出しているの、そのことを製材業にも理解してもらいながら、仕入れ値が高くて売れるようなシステムを考えていかないと、今の状況では、山元にお金は返ってこないと思うんですよ。

それと、地域の中でも、民有林で個人の持ち主が自分で山に木を植えて育てるというのは、ほとんどないんですよ。森林組合とかそういうところに委託していかないと、できないわけですから、そういうところが再造林できるようなシステムをしっかりとつくっていく。そのためには、お金がそこに行くようなシステムをつくって、再造林化を目指していかないといけないわけですから、その仕組みをもう一回じっくりと考えていかないと。

それと、やっぱり山元にしっかりとお金が戻るような仕組みは考えていかないといけないと思うんですよ。

○橋木環境森林部次長（技術担当） 再造林を進めるためにも、山元価格がしっかりと森林整備の経費を上回って残り、次の投資に向かうと

いった姿が理想でありまして、私どももそこを目指しているところであります。

ただ、所有者につきましては、なかなかそういった価格が分からないといったようなことから、そういったことができるような人材育成にも取り組んでおりますし、今後、製材事業者も含めて、川上、川中、川下の方が集まる場を、ウッドショックを契機に設けております。

そういった場で、どうしたら山に還元できるのかをしっかりと意見交換して、こういった仕組みであれば、そういった経費が適切に、適切な場所に返っていくのかをしっかりと検討していくために、今後そういう調査事業も含めて、部内の中でもしっかりと検討していきたいと考えております。

○山下委員 私も質疑しましたけれども、Jークレジット制度とか、市民の果たす役割というのを、製材業がもう知っているんだったら、やっぱり一緒に森づくりを考えていかないと、何ぼでも仕入れるけれども、製材業は現場のことを考えていないんですよ。

そのことを強くあなた方は行政指導しながら、うまく循環するような仕組みをお願いしていかないと、山元だけの問題じゃないと思うんですよ。製材業の皆さん方が山元に返せる、そして、貢献できる仕組みを考えないと。よろしくをお願いします。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時37分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

先日は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関します補正予算を御承認いただき、ありがとうございました。農政水産部では、早速、先週の木曜日、6月16日に市町村やJA、経済連等々の担当者を集めて連絡会議を開催いたしました。その会議の中で、今回の県の対策の概要を説明するとともに、これら関係団体と連携して迅速な支援に向けての取組を開始したところでございます。

議員の皆様方にも、引き続きの御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

お手元にあります常任委員会資料の表紙をめくっていただいて、目次を御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が2件であります。

まず、Ⅰの予算議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

次に、Ⅱの報告事項は、損害賠償額を定めたこと、令和3年度の繰越明許費及び事故繰越しにつきまして報告するものでございます。

最後に、Ⅲのその他報告事項としまして、令和3年度の宮崎県農畜水産物の輸出実績並びに新規就農者の確保・育成についての2件を御説明いたします。

資料1ページを開いてください。

Ⅰの予算議案であります「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

(1)の歳出予算課別集計表は、今回の歳出

予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算については一般会計の補正のみで、補正額につきましては集計表の太枠で囲っているところ、令和4年度補正額Bの欄の下から4行目でございますが、一般会計の合計の欄に記載しておりますとおり、1億9,020万円をお願いしております。

これらの補正予算の詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

次に、右側の2ページを御覧ください。

(2)の繰越明許費についてであります。

公共農村総合整備対策事業など5事業で、関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどの理由により、8億7,430万円の繰越しをお願いするものです。

資料11ページからの報告事項並びに15ページからのその他報告事項につきましては、この後、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○武田委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川上農業普及技術課長 お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで440万円をお願いしております。

内容について説明いたします。

55ページをお開きください。

(事項)病虫害発生予察事業費の440万円でございます。

本事業では、本県では昨年12月に初めて確認されたトマトキバガという害虫の被害拡大防止のため、緊急防除を支援するものでございます。

トマトキバガは、トマトの葉や果実に幼虫が侵入・食害すると、果実品質が著しく低下し、販売ができなくなります。現在のところ被害の報告はございませんが、県内に設置しているトラップ調査で発生が確認されている状況にあります。このため、今後、被害が懸念される夏秋トマトの防除に係る農薬費の2分の1を補助し、蔓延防止を図るものでございます。

農業普及技術課は以上でございます。

○馬場農業担い手対策課長 お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、4,861万8,000円をお願いしております。

それでは、内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

中ほどの(事項)担い手育成総合対策事業費、説明欄の1、改善事業、きらり輝く農業人材確保支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、2、みやざき農業経営者総合サポート事業につきまして、3,424万5,000円をお願いしております。

この事業は、農業分野における様々な経営課題の解決や改善を図るものですが、追加で採択された国の事業を活用し、関係機関・団体に配置するコーディネーターの相談体制を強化するものです。

次に、その下の(事項)構造政策推進対策費、説明欄の1、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業につきまして、125万8,000円をお願いしております。

この事業は、農業委員会が農地の利用状況や出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と情報を共有するための機器を導入するもので、国の繰越予算に伴い増額となるもので

す。

次に、2の新規事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の3ページをお開きください。

きりり輝く農業人材確保支援事業の改善事業（農福連携人材育成事業）でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、高齢化や人口減少に伴い、他産業との人材確保競争が激化する中、農業分野における多様な人材確保の取組を推進していくものですが、今回新たに創設された国の事業を活用し、多様な人材の一つである農福連携の取組を強化するものです。

事業の概要につきましては、右側の4ページのポンチ絵を御覧ください。

現状・課題にありますとおり、農福連携におきましては、農業と福祉、それぞれの専門知識が必要ですが、双方の知識不足や認識不足が壁となっており、農業現場で様々なアドバイスができる人材が求められております。

このため、中ほどの取組内容にある1、専門人材の育成におきまして、農林水産省のガイドラインに基づいた障がい者雇用に関する研修を実施し、農業現場で助言・指導を行う専門人材として、国認定の農福連携技術支援者の育成を行います。

また、2、地域ネットワークの構築におきましては、各地域においてセミナーや意見交換の開催、先進事例の調査等を実施し、地域ごとに農業と福祉の双方の関係者の交流活性化を目指します。

以上により、本県による農福連携の取組推進を強化し、地域の実情に応じた多様な人材の定

着促進を図っていくことで、職業として多くの人に選ばれる魅力ある本県農業の実現へつなげていきたいと考えております。

左側の3ページ、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は500万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

次に、常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、集落営農組織が経営課題を乗り越え、経営体として持続的に発展することができるよう、今回、新たに創設された国の事業を活用し、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりとビジョンに基づく具体的な取組を支援するとともに、関係機関・団体によるサポート体制の構築に取り組むものです。

事業の概要につきましては、右側の6ページのポンチ絵を御覧ください。

上の段の現状・課題のとおり、集落営農は地域の重要な担い手ではありますが、新たな組織の設立は、平成21年以降は低調で、平成29年の140をピークに、現在135組織と減少し、構成員の高齢化も加速していることから、スマート農業などの先進技術の導入や、多様な発想による新たな取組の展開、また、集落営農の運営に不可欠な人材を雇用できる経営基盤の強化が必要です。

このため、本事業では、中ほどの取組イメージにありますように、左側の①ビジョンづくりへの支援では、集落が目指す農業の姿と具体的な戦略を検討しながらビジョンづくりを支援するとともに、右側②具体的な取組の実行への支援では、策定したビジョンを実行するため、例

えば、人材の確保では雇用賃金や社会保険料などを、収益力向上では、高収益作物の試験栽培や販路開拓などを、組織体制の強化では、法人化に係る経費などを支援し、集落営農の活性化を図ることとしております。

また、併せて、③では、普及センター、JA、市町村等が連携して課題解決を目指す集落営農組織に対しまして、集中的にサポートする取組を強化してまいります。

左側の5ページ、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は811万5,000円、事業期間は令和6年度までの3年間を予定しております。

農業担い手対策課からは以上でございます。

○海野農産園芸課長 歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、1億2,197万円をお願いしております。

それでは、内容について御説明いたします。

63ページをお開きください。

(事項) スマート農業産地づくり事業費の説明欄の1、スマート農業等生産団地創出支援事業でございます。

当事業は、本県農業の生産力低下や需要の変化に対応するため、地域の特徴に応じた農業生産のスマート化、団地化など産地の構造改革を加速するための取組を支援することとしており、当初予算で2,533万9,000円を措置させていただいております。

今回の補正につきましては、小林市において国の事業を活用し、カンショや里芋といった加工・業務用野菜の産地拡大に必要な収穫機の導入を予定していることから、1,442万円の増額をお願いするものであります。

その下の2、新規事業、みやざきデジタル施

設園芸産地構築事業につきましては、常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

この事業は、1、事業の目的・背景でございますように、本県施設園芸の生産性向上を図るため、デジタル技術を用いて温度や湿度などのハウス内環境データ等を効率的に活用できる仕組みを構築することにより、高収量を上げる産地体制の整備を図るものであります。

具体的には、右側のページで御説明いたします。

まず、現状と課題でございますように、本県農業における耕種部門の生産は低下傾向にあり、現状を打破するためには、1戸当たりの規模拡大や単位面積当たりの収量向上による生産性向上が課題となっております。

単収向上については、ハウス内の環境データ等に見える化し、高い単収を上げる例も出てきておりますが、その利用は一部の生産者グループなどにとどまっており、県全体での効率的なデータ活用の体制整備が必要でございます。

このため、取組内容でございますように、ステップ1、データの収集、ステップ2、蓄積、ステップ3、提供という3つのステップをデジタル技術を活用し、地域の枠を超えて回転させる体制整備を行います。

具体的には、ステップ1としまして、本県の主力品目であるキュウリ、ピーマンの生産者150名程度に温度や湿度などの環境データを測定する装置を設置し、データを収集いたします。

次に、ステップ2として、得られたデータを共有基盤に蓄積し、さらに、ステップ3としてグラフなど分かりやすい形に見える化したデータを県内の施設園芸農家等にフィードバックし、高単収の管理情報を共有することなどによって、

産地全体の底上げを図ってまいります。

また、下段にあります、みやぎき農業DXスタートアップ事業において、技術員がデータ分析ツールを活用し、高度な分析を加えた助言などを行う予定であります。

左側のページ、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は1億755万円で、事業期間は令和4年度を予定しております。

農産園芸課からは以上でございます。

○赤嶺漁業管理課長 お手元の歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、1,521万2,000円をお願いしております。

それでは、内容について説明いたします。

67ページをお開きください。

一番上の(事項)資源管理対策費、説明欄の1、新規事業、海藻等養殖生産安定化緊急対策事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)漁獲管理対策費、説明欄の1、国連海洋法条約対策事業につきまして、461万2,000円をお願いいたしております。

これは、改正漁業法に基づく漁獲報告の義務化に対応するため、漁獲情報等の電子的な収集及び国への自動的な報告が可能となりますよう、システム改修が必要となったことから、所要見込額が増となったものでございます。

それでは、常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業、海藻等養殖生産安定化緊急対策事業でございます。

まず、事業の目的・背景ですが、本県で広がり始めたワカメ・カキの養殖は、収入確保のための複合漁業の一つとして取り組まれておりま

すが、いまだ生産が不安定であり、海域の栄養塩類の不足が主な要因と言われておりますことから、栄養塩類強化に関する科学的な検証と効率的な技術の確立を図るものでございます。

事業内容は、右側のポンチ絵で御説明いたします。

上段の現状と課題でございますが、本県の実地等養殖におきまして、左の表からは、ワカメの生産が不安定で、近年は著しい不作であること、また、右側のグラフからは、カキの餌となるプランクトンの珪藻類が一年中を通して極めて少ないことがお分かりになると思います。本県の海域では、栄養塩類が不足している可能性が高いことがうかがえます。

そのため、海藻等の養殖の継続を危ぶむ漁業者からは、栄養塩類の強化と生産安定の技術開発が強く求められておりまして、喫緊に解決すべき課題として、本事業に取り組むものです。

中段を御覧ください。

1つ目は、先行する他県の事例も参考といたしながら、既存の施肥材を中心に、陸上水槽での溶出試験等により、安全な栄養塩類強化材の探索と使用方法の検討を行います。

2つ目は、生産海域における潮の流動や栄養塩類の状況を把握し、海域への効果的な栄養分の供給を図るための検討を行います。

3つ目は、生産物の安全性や養殖生産の効率性等について、第三者に評価していただくための協議会を設置いたします。

事業効果といたしましては、本事業で得られた知見について、早急に生産現場での実証を経て、安全な技術として確立することで、本県における海藻等養殖の生産量向上と安定を図られます。

左側のページに戻っていただきまして、2の

事業の概要を御覧ください。

予算額は1,060万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

漁業管理課からは以上です。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。11時55分を過ぎておりますので、ここでお諮りいたします。

質疑につきましては、本日の午後1時10分から行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ないようですので、午後1時10分の再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時6分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明が終了いたしましたので、質疑をお願いいたします。

○山下委員 農業担い手対策課の改善事業、農副連携人材育成事業ですが、6～7年前に、農家の人を社会福祉法人に派遣して——あのときは年間30万円ぐらいだったかと思うんですけども——年間契約で週に1～2回行ってもらうような事業があったと思うんですが、これは福祉保健部だったのか、農政水産部だったのか分かりませんが、その継続事業みたいなものですか。

○馬場農業担い手対策課長 委員が御指摘の事業につきましては、掌握してございませんが、今回の事業は国の事業を受けた新しい取組の事業でございます。

○山下委員 あなた方が知らないというのであれば、福祉保健部の事業であったと思います。

私の近所でも農家の人が派遣されて、私も6

年か7年ぐらい前、いろんな相談を受けたから記憶があるんです。ニンニク栽培のベテランだったんですが、NPO法人に行って、そこでいろんな連携を取って、いい実績を上げたということは聞いていたんです。

あなた方も、福祉保健部の事業でそういうことがあったんだしたら、そこ辺のいろんな問題意識を持って、新たに取り組まないと。同じようにやったら効果は出ないわけですから、その辺の検証をぜひしてみてください。よろしくをお願いします。

○馬場農業担い手対策課長 今回の事業につきましても、福祉保健部との共通認識がないと進められないものでございますので、事業の共有をしながら進めていきたいと思っております。

○山下委員 今回、1人の派遣に対する金額は決まっていますか。

○馬場農業担い手対策課長 今回は、研修を実施する内容になっておりますので、1人当たりに対する支援金というものはございません。

○山下委員 ボランティアでやるんですか。何らか人材派遣の予算措置はしていないんですか。

○馬場農業担い手対策課長 こちらの事業につきましては、アドバイスする専門人材を育成する内容になっておりまして、例えば、県内の農業改良普及センターの職員ですとか、市町村の職員などに、国が認定しますカリキュラムに基づきまして、一定期間の研修を行います。その上で、国の実施します試験に合格した者を専門人材といたしまして、農福連携支援者として位置づけるものでございます。

○山下委員 確認ですが、NPOとか社会福祉法人に、就労継続支援B型の人たちの支援員がいるんですが、その支援員の教育をやっていくということですか。

○馬場農業担い手対策課長 今回の事業につきましては、農業現場と福祉現場の両方の橋渡しをするような専門人材といたしまして、対象は、先ほど申し上げました農業サイドの普及員ですとか、市町村の職員等を想定しているところでございます。

○山下委員 県の職員とか市町村の職員が、NPOとか社会福祉法人に行って支援しようということでしょうか、そこまでの時間が取れますか。

○馬場農業担い手対策課長 委員会資料の4ページのポンチ絵を御覧いただきたいと思います。

委員が御指摘の支援員というのは、右側の障がい者サービス事業所にいる支援員と思われませんが、今回考えている専門人材は、中ほどにいる農業サイドと福祉サイドのちょうど中間をマッチングさせるような方々を想定しております。双方のニーズを把握できるような人材を育成することを想定しております。

○山下委員 民間にお願いするということですね。

○馬場農業担い手対策課長 想定といたしましては、農業サイド、福祉サイド、両方を把握できる方ということで、先ほど申し上げました普及員ですとか、市町村の職員を想定しているところでございます。

○山下委員 だから、当初説明があった労務管理費というのは要らないということですね。

○馬場農業担い手対策課長 そのように考えているところでございます。

○蓬原委員 今いろいろ話を聞いて、この専門人材を育てるのが目的だなと分かるんだけれども、この事業の目的・背景に、「多様な人材がより定着しやすい環境の整備等を図る」と書いてあるんです。そのための専門人材を育成するとか、

そこを書いておけばいいのにとおもいます。

聞いていると、資料の真ん中のこの専門人材、この人を育成するんだと、分かりやすく仲人と言え、すっとんと落ちるんだけれども、その辺を何か難しくしているから分かりづらいです。事業のポイントを言ってもらえれば十分です。

○濱砂委員 私もこういう関係の仕事をしていたんです。B型事業所の中で、あの当時はトマトを作ろうとハウスを造って、一度始めたんです。普及センターに指導してもらえませんかと相談に行ったのですが、嫌がってしてくれなかったんです。

そういう状況で、その後、今度はハウスを建ててイチゴを始めました。イチゴの専門家は県のOBの方をお願いして、その人はボランティアで来てくれたんですけども、市町村に相談してもなかなか乗ってくれない。これが現実です。だから、これをやるんだったらしっかりやってもらわないと、計画倒れになります。課長、しっかりやってください。見ていますから。

○馬場農業担い手対策課長 昨年5月に福祉事業所197か所で調査をし、その中で139の事業所から回答がありまして、82の事業所が何らかの形で農福連携に取り組んでいらっしゃるようです。

今、委員が御指摘のとおり、実際の栽培技術等の課題があるということで伺っておりますので、今回の事業を活用いたしまして、双方の調整、それから栽培技術の支援等も含めて検討してまいりたいと思います。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。ちゃんと見ておきますから。

○坂本副委員長 関連で同じく4ページなんですけれども、このポンチ絵の中で、障がい福祉サービス事業所との間を仲介するというところで

理解できるんですが、左側に障がい者の直接雇用という部分があります。これは、これまでの障がい福祉サービス事業所で農福連携をやってきた成果とか実績を背景にして、こういう作業内容であれば農業経営者の方が直接障がい者を雇用してもやっていけるんじゃないかという見込みがあるとか、また、農業従事者の方から直接雇うことに対しての支援をもらいたいという声があるとか、県内でそういう背景があって、この中に組み込まれているということなのか、国の事業がベースになっていると思いますので、そのあたりを教えていただけますか。

○馬場農業担い手対策課長 私どもも農業法人に対する個別のヒアリング等を行う中で、生産現場や集出荷場での雇用の確保が非常に難しくなっていて、障がい者の活躍も視野に入れているということは伺っております。

しかしながら、相談先が分からないですとか、どんな作業ができるのか、接し方が分からないというお話も伺っております。

障がい者を活用されている農業法人の方からは、障がいの程度によりまして、作業はある程度絞られてはきますけれども、作業が非常に丁寧で正確であるとか、真面目で一生懸命であるなどの意見もいただいているところでございます。農業分野における潜在的な需要が想定されますので、そのあたりも研究しながら進めてまいりたいと思っております。

○坂本副委員長 その場合は、障がい者の方であっても、一人の労働者として雇用するという形態を取られて、いわゆる障がい福祉サービス事業所に所属されている方、そこに入所されている方とはまた別の、例えば障がい福祉サービスの管理とかは発生しないということを想定されていると理解していいんですか。

○馬場農業担い手対策課長 作業所内での作業もございますし、それから、お話がありました、直接農業の方が雇われて作業をされるパターンもございます。請負というような形も想定されますので、いろんなパターンを検討しながら進めていきたいと思っております。

○坂本副委員長 少し言い方が悪かったかもしれませんが、直接雇用で雇われる場合、一労働者として扱われることを想定されていると考えていいんでしょうか。

○馬場農業担い手対策課長 直接雇用の場合は、健常者と同じく、契約を交わした上での作業になってくるかと思っております。

○坂本副委員長 分かりました。

○山下委員 話を聞いていると、500万円という予算をどこに使って効果が出るかなということで、私はどうもこれは納得できないんです。

農福連携というのは、主従の関係を大事にしないといけないと思うんです。例えば、農業をやっている人とかが主で、従たるNPO、社会福祉法人あたりがその手助けをする、障がい者の就労支援をしていく、この形はしっかりとできているんです。

以前、福祉保健部の予算でやっていた、野菜を作っているNPOとかに専門の農家が出向いて、作り方の指導をする。これがもう一番効果的だったんです。生きた予算になったんです。障がい者自立支援法ができて、B型、A型の雇用に向けた施設外就労とか、実績はかなりつくってきたんです。

今、農業法人も雇用の問題が非常に厳しくなっていますから、そこに福祉の人たちが行って——いわゆる野菜の袋詰めとか、そこはもう十分機能していると思うんです。あなた方はわざわざ仲介する専門人材を育てるということですか。

が、それは農家の人たちが専門で、事業所とうまくコミュニケーションをとっていったほうが——普及センターの人に連絡して、野菜担当とかと連絡を取り合えるようにしてあげて、いろんな状況をたまに見に来てもらうという対応はできていると思うんです。

新たな専門人材を育てて、仲介をする必要があるのかと疑問に思います。500万円の経済効果が分からないです。どういう絵を描いているのか、もう少し教えてください。

○馬場農業担い手対策課長 今回、改善事業として取り組んでおりますこの事業につきましては、大本はきらり輝く農業人材確保支援事業ということで、常任委員会資料の3ページの(5)の事業内容の②の農業人材ベストミックス支援事業で全体的なことを取り組んでおりまして、各地域における多様な人材の調整を地域ごとに進めていくことにしております。

その中の一つとして、今回は手薄であった農福連携について、特に間に入る専門人材の位置づけが弱かったものですから、ここにこ入れし、多様な人材の一つとして農福連携を強化していこうと思っているところでございます。

○濱砂委員 少し気になるんですが、障がい者施設には、支援員がちゃんとついてるんです。その支援員が農家に行って、一緒に作業しながらいろんなことを教えていただくんです。この利用者の方、いわゆる障がい者の方に直接教えるというのは、非常に困難なんです。しかし、さっき私が言ったように、普及員は教えてくれと言っても全く教えてくれないし、市の職員もあんまり相手にしてくれない。教えられないんです。

農家の方をお願いに行って、支援員がついて仕事をする、これはこんなに簡単なものじゃな

いです。実際は、最初は支援員が仕事するようなもの。障がい者の人たちは全く分かりませんから、それを見て、何か月もやることによってやっと覚えてくるんです。覚えたらしっかりやるんです。だから、普及員とか市職員が間に入って指導していくというのは非常に難しいんじゃないかなと個人的には思うんですけれども、でもこれは国の事業で県がやろうとすることですから、地道にやっていかないと、なかなか難しいかなと私は思います。

○馬場農業担い手対策課長 委員の御指摘のとおり、県の中でも農政サイドの農福連携の取組というのは、まだまだ歴史も浅いものですから、弱いところは確かにあるかと思えます。そういう意味で、今まで農福連携の担当というのが、普及センターでも明確にありませんでしたので、今回の国に準じた研修を受けることで、それぞれの問題点をまずは把握した上で、少しずつ強化していければと思っております。きっかけづくりということで進めさせていただければと思っております。

○山下委員 今、福祉事業所は農業に限らず、この前、杉のコンテナ苗を作っているところに行ったら、そこにもいらっしゃいましたが、支援員の人たちがかなり作業しないとB型利用の人たちには時給は払えないんです。

というのは、もう本当に、動作も遅いし、草と苗が分からなくて抜いてみたり、だから、利用者に高い工賃を払おうと思えば、もう支援員の頑張り一つなんです。

支援員の人たちに専門的な知識を持つ人材をしっかりと確保するのが、福祉事業をやっている人たちの生命線なんです。だから、その人材をしっかりと育てていかないといけないのに、わざわざまた意味の分からんような人材を育てる

んだと、私はそれで効果がどれだけ出るのかが非常に疑問です。濱砂委員も言ったように、あなた方も目的をしっかりと持って、検証していく。工賃がどのくらい上がるかというのは支援員の人たちの力次第ですから、そのポイントをしっかりとつかまえておかないと。

○馬場農業担い手対策課長 私もB型の事業所の方の農福連携のテスト的なものは以前携わったことがございます。委員が御指摘のとおり、支援員の方に間に入らせていただくことで、障がい者の方の潜在的な能力を引き出すことができるなど実感したことがございますので、支援員の方と農業者の方の橋渡しができるような専門人材の育成に努めていきたいと思っております。

○山下委員 もう10何年前から障がい者の工賃倍増計画などがあってやってきたけれども、その実績に行き着かないんです。B型の人たちがもらう工賃が平均1万2～3千円でしたか。その辺からあなた方も勉強して、じゃあこれやることでどれだけ工賃向上につながるんだと、その評価をしておかないと。よろしくお願ひします。

○久保農政水産部長 今御指摘があったように、工賃の件もあります。そういったところは、農業サイドとしてうまくこの人材育成事業を使いながら——全体としては2,000万円ぐらいの大きな事業を組まさせていただいております。この中で②以降は農業現場の環境整備とかをやっていこうという事業でございます。それをしながら今回の事業で、先ほど濱砂委員がおっしゃったように普及センターに聞いても分からないということがないように、そういう講師の派遣などをさせていただいて、当然、福祉分野とも連携をさせていただきながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○右松委員 みやぎきデジタル施設園芸産地構築事業ですが、1億755万円ということで、ここ数年スマート農業ということがかなり言われている中で、この環境制御技術の導入戸数なんですけれども、令和元年が321戸で、令和7年の目標が786戸です。

これはハウス内の環境の見える化ということになるかと思いますが、これは直近では導入戸数は伸びているのでしょうか。今どういう状況なのか教えてもらえないでしょうか。

○海野農産園芸課長 環境測定装置、環境制御装置の導入に関しましては、令和元年の数字を載せております。直近、令和3年の実績で申しますと、404戸になっておりまして、目標にはまだ遠いですが、着実に普及を進めているところでございます。

○右松委員 分かりました。右側のポンチ絵にありますけれども、今回、生産者150名ということで——これは結局、データを検査場もしくは民間クラウドで蓄積して、そしてそれにスマホか何かで収量データ等を送って、そしてまたそれに対して比較データ等を提供していくという形ですので、非常に有効的だと思います。

この事業費1億755万円というのはどういう積算をされてこの数字になっているのでしょうか。

○海野農産園芸課長 150台の環境測定装置の単価を1台当たり50万円と見積もっております。7,500万円余ということになりますが、残りにつきましては、データ共有基盤のサーバー整備などとして計上させていただいております。

○右松委員 これは最適な環境をつくるためのいろんな自動制御がハウスの中で必要になってきますけれども、そのあたりのことは入っていないわけですか。あくまでもデータ収集とそれをフィードバックするということですか。

○海野農産園芸課長 委員の御指摘のとおり、今回の事業につきましては、環境モニタリングの体制整備ということでございます。これを受けての自動制御機械などについては、別途各種事業で整備を進めてまいりたいと考えております。

○右松委員 分かりました。令和7年、目標786戸ということですので、それに向けて進めていただきたいと思います。

○山下委員 海藻等養殖生産安定化緊急対策事業について教えてください。

資料の10ページの絵の真ん中なのですが、「1、安全な栄養塩類強化剤の探索」、これはどのような内容の物質が入っているんですか。

○赤嶺漁業管理課長 安全な栄養塩類強化剤を探索するとなっておりますけれども、海藻類は植物ですので、今回考えておりますのは、農業等で使われておりますいわゆる肥料です。特に、不足していると思われる成分が、窒素とリンになりますので、そういうものが含まれた施肥剤、肥料を使用しようと考えております。

○山下委員 専門用語が分からない部分があったんですが、この事業については当初、農業部門から豊かな藻を育てるために堆肥を利用したらいいじゃないかとかいう提案があって、政策審査会で坂口議員からこれは水産部門でやるべきじゃないかということで議論をした経緯があったと思います。そういう窒素というのは、例えば尿素などの化学肥料なのか、それとも有機的なものを使う計画なのか、その辺を教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 当初の予定では、堆肥、そういったものを使用しておりましたけれども、中身といたしましては、農林水産バイオマス——いわゆる畜産由来のもの、水産由来のもの、

例えば、畜ふんとか魚かす、あとは加工残渣とかそういったものを原料とした肥料が、既に県内の肥料メーカーなどで作られておまして、そのような畜産・農林・水産バイオマスを原料としたものを使いたいと考えております。

ただ、不足する分に関しましては、委員のおっしゃられた尿素とか、いわゆる化成肥料分も適宜、コスト等も考えながら組み合わせて、どれが一番海藻を育てるのにいいかということを検証していきたいと考えております。

○山下委員 分かりました。有機物を使うというごとの理解でよろしいですね。

○赤嶺漁業管理課長 一部はそういったものも使っていきたいと考えております。

○山下委員 強化剤とかこの表現の仕方に問題があるのではないですか。強化剤という表現にしてみると、何か化学物質を思わせます。

海の資源というのは、いわゆる川上、川下論の中で、豊かな緑資源、山の資源に含まれる有機物が川下に流れていって、そこで豊かな海の自然を織りなしていく。川から流れてくるそういう有機質が足りないから、藻が発生しなくてプランクトンがうまく成長しないとか、そういう一体的な理論、それがなされた上での今回のこういう試験なのか、そこ辺の見解を教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 窒素とカリウムといった栄養分を含んだもの、塩類を強化するというごことで、確かに化学的なものという印象を受けますけれども、そもそも元来、委員もおっしゃったように河川などを通じて海の中に流れ込んでいたものです。近年、浄化施設などの発達によりまして、そういうものが海に流れ込みにくい状況ができているということが、全国的に知られているところです。

それで、宮崎県内でも、委員会資料の10ページの上のほうに、カキの餌となる珪藻類の経月変化を示しておりますけれども——この珪藻類、プランクトンです——それが増えない理由というの、やはり栄養となる塩類、窒素やリンが足りないからであると考えられております。

ということで、今回の事業といたしましては、②の生産海域の現況調査で、湾内での栄養塩類の把握を行いまして、実際に足りているのか、何が足りないのかということをしかりとつかまえた上で、今回栄養塩の強化剤と申しておりますけれども、いわゆる肥料、それをどのくらい施肥したらいいかということについて検討していきたいと考えております。

○山下委員 午前中、環境森林部の審査がありました。その中で大淀川など一部の河川でやっぱりBOD、窒素を含むいわゆる有害物質じゃないんだけど、畜産由来の数値が高くて、まだ改善されていないという報告があったんです。川に流す水はきれいにしないといけないと、だから住宅地の単独槽を合併浄化槽にしないといけない、下水道もしっかり整備しないといけない、つまり、水をきれいにしようという運動があるんです。それと同時に、自然形態が崩れてきているから、藻の発生がないということも分かるんです。畜産の排泄物というのはもうほとんどが塩分ですから、それで調整しようということだろうなと思うんです。

であれば、そこ辺のことを環境森林部ともしっかり連携しながら、水は浄化しないといけないわけですから、川もきれいになってくる。

ところで、全国でこういう実験データを出したところはあるんですか。

○赤嶺漁業管理課長 瀬戸内海や有明海では、下水処理施設から出している処理水の栄養塩、

特に窒素の排出量が少なくなって、それが原因となってノリとかワカメとかが育ちにくいといった結果が出ています。

また、一部の地域では、下水処理施設から出てくる窒素の排出量を制限するのではなくて、基準を甘くすることで、養殖場に栄養塩を供給しているという事例もございます。

○山下委員 だったら、川をあんまりきれいにしないでいいということになる。何か逆のような気がする。

例えば、30年ぐらい前は、大淀川の上流域で魚の尾びれがなかったり、背びれが欠けていたり、骨が曲がったりしたから、汚染された環境のせいで魚関係のいわゆる奇形が出てきたんだと。それで浄化しないといけないということで、大淀川の浄化運動が起きて、下水道にしたり集落排水を入れたり、合併浄化槽を入れたりして、これは本当に大きな運動で、大淀川をきれいにしてきたんです。海の資源が変化しているということはその弊害じゃないかなと思います。

その辺も県の大きな課題ですから、環境森林部と協議して進めていかないと、坂口議員も、畜ふん等で海がきれいになるはずがないんだと、そこでちゃんと藻が育つはずがないんだという議論もされていたから、事業を進める上でその辺の整合性をしっかりとしてください。

それから、この事業はどこでやるのですか。

○赤嶺漁業管理課長 ①の安全な栄養塩類の探索については、陸上水槽で行おうと思っておりますけれども、②の生産海域の現況調査については、まずは南郷の外浦港湾内を調べたいと考えております。実際、そちらのほうでワカメの養殖やカキの養殖が行われております。

○蓬原委員 先ほど環境森林部の審査で、令和3年度の県内の水質等の測定結果を聞きました。

今もお話がありましたけれども、BOD、大淀川それから花ノ木川、いわゆる都城盆地辺りの数値が悪いということで、堆肥の野積みとかそういうのはやめようと、そういう法律ができて大分経ちます。

それでもなかなか例年よくなるので、そうすると、環境森林部がそういう測定をして、水系ごとにしっかり調査して、もし畜産由来のBODの値が高く出るのであれば、農政水産部と連携して両方が水質がきれいになるようにその原因を探って、最終的には大淀川に流れてそれを相生橋付近で取水して、宮崎市民が飲料水として飲んでいるんだからという話もして、私は都城市で伏流水を飲んでいるから非常においしいわけですがけれども、確かに味は違います。

カルキの量とか臭いとかが全然違うということと言いたかったんですが、今度は海藻類の話を知ると、あまり水をきれいにすると、栄養がなくなってしまうということで、二律背反になります。

川をきれいにしないといけないというのは当たり前前のことです。

だから、今度は、もしそれが原因で、こんなに栄養分の少ない海になっているのだとしたら、これはこれで研究を進めていくことに非常に意味があるだろうと、またこちらも否定することではないと思いますので、大いにやっていただきたいと思うんです。

ただ、そこには問題が2つあって、今言いたいのは、川が汚れてBODの酸素要求量が多いということ、これは環境森林部と協力して、農政水産部と関連しているところが原因であれば、その原因をつかまえていただいて、臭い臭いはもとから絶たなきゃ駄目ということで、そこを改善していただきたいということをひとつお願

いして、あとこちらは、何か栄養を与えることを考えないといけないわけですから、こちらについても、二律背反じゃなくて、それぞれが成り立つ形で進めていかないといけないということですよね。

○赤嶺漁業管理課長 環境森林部ともしっかりとその情報を共有しながら進めてまいりたいと思います。それぞれの河川、そして湾は、やはりそこに流れ込んでくる川があったりなかったり、いろいろな状況がございますので、そういったところも丁寧に調べながら、適した施肥を使用していきたいと思っております。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小林農政企画課長 常任委員会資料の11ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、専決処分を行いましたので、御報告いたします。

事案は、公用車による交通事故1件でございます。

令和3年12月2日、都城市高城町桜木1377番地先路上において、公用車が左折しようとしたところ、相手方の所有するブロック塀に接触し破損させたものでございます。

原因は、運転者が左折時に周囲の安全確認を怠ったこと及びハンドル操作を誤ったことによるものでございます。

損害賠償額は7万2,000円でございますが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の安全運転に対する意識啓発に努めておりま

すが、今後とも一層の徹底が図られるよう再発防止に向けまして、厳しく指導してまいりたいと考えてございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年度に、議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

13ページをお開きください。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で31の事業でございまして、繰越額は137億2,286万8,110円となっております。

繰越しの主な理由といたしましては、国の補正予算の関係等により工期が不足することによるものや、関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどでございます。

14ページを御覧ください。

令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてでございます。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で5つの事業でございまして、繰越額は11億9,649万9,000円となっております。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主体において事業が繰越しとなることによるものなどでございます。

なお、繰越しの事業の執行につきましては、関係機関と連携を図り、早期完了に努めてまいります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○山下委員 14ページの事故繰越ですが、農村整備関係を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響によるということですが、これは会議そ

のものができなかったのか、職員が感染したり、相手が感染したり、そういう影響があったのか、その辺を教えてください。

○鳥浦農村整備課長 この新型コロナウイルスによる影響は、当初、施工についての説明会等を予定しておりましたが、5月から8月の緊急事態宣言等によって用地交渉を自粛したり、または地元から自粛の要請があったために説明会の開催が遅れたものでございます。

○山下委員 午前中、環境森林部の審査があったんですが、コロナの影響により事故繰越になったものは出ていなかったんです。初めてこれが出てきたから、確認したところでした。畜産も理由は一緒ですか。

○林田畜産振興課長 畜産振興課の事故繰越につきましては、養豚畜舎になりますけれども、コロナの影響で半導体が不足し、インバーターの確保が困難になったというのが大きな影響でございまして。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○松田農業流通ブランド課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

令和3年度の宮崎県産農畜水産物の輸出実績についてであります。

1の概要でございまして、(1)にありますとおり、世界的にコロナ禍が続く中、小売やインターネット販売が堅調だったことに加え、欧米等の経済活動再開により外食需要も回復したことから、令和3年度の農畜水産物の輸出額は前年度比122%の約89億円となり、過去最高を更新

したところでございます。

次に、2の品目別輸出実績の表を御覧ください。

左側の農産物、畜産物、水産物の品目ごとに、令和2年度、3年度の数量及び金額の実績を記載しております。

令和3年度の金額の欄を見ていただきますと、農産物が8億3,800万円となっており、カンショが病害等の影響で前年度比63%と減少した一方で、お茶が欧米における健康志向の高まりにより、また、花卉が米国の需要増によりそれぞれ増加しております。

畜産物においては、72億7,200万円と増加し、全体輸出金額の82%を占めており、特に牛肉が68億6,900万円と大きく伸びております。

また、水産物では、サバ等の漁獲量が少なく、輸出量も減少したことから、前年度比76%の7億6,600万円となっております。

続きまして、3の輸出先国・地域別輸出実績の表を御覧ください。

令和3年度のコличествоを輸出先ごとに見ますと、牛肉の販売が好調だった米国向けが26億900万円と最も多く、次いで、香港、台湾の順となっており、コロナ禍の経済情勢等が影響したものと考えております。

次に、16ページの4の輸出先国のニーズ等に対応した産地の取組を御覧ください。

宮崎牛では、図1のインターネット販売の強化や図2のSNSでの情報発信の取組等を行っております。

また、オンラインで商談する機会が増えておりますことから、図3にありますとおり、動画で産地をPRする取組も行われております。

図4から6にはオーガニック需要に応えるお茶の取組や、中華圏の春節ニーズを捉えたキン

カンの取組等を掲載してございます。

今後とも、このような取組を支援することで、県産農畜水産物のさらなる輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

○馬場農業担い手対策課長 常任委員会資料の17ページをお開きください。

新規就農者の確保・育成について御説明します。

まず、1、新規就農者の確保状況でございます。

表1の新規就農者の就農状況の右下の合計欄を御覧ください。令和3年の新規就農者は405人となっており、内訳を見ますと、自営就農が161人で、農業法人等の雇用就農が過去最高の244人となっております。

右側の表2の地域別内訳では、中部、北諸県、児湯地域での就農が多い一方で、東臼杵、西臼杵地域では少ない状況にあります。

表3の営農類型別では、施設野菜、露地野菜、肉用牛で約7割を占めております。

次に、2の新規就農者の確保・育成に向けた令和3年度の主な取組でございます。

(1) 就農相談会の開催として、多様なスキルや経験を持つ人材確保をするため、市町村やJAと連携し、コロナ禍でもオンライン等で工夫しながら県内外で8回の就農相談会を開催しており、合計で127人の相談者の参加がありました。

(2) 就農トレーニング施設での農業研修として、県のみやざき農業実践塾や、各地の就農トレーニング施設等において、就農希望者に対する知識や技術の習得を支援しており、耕種と畜産の合計で69人が将来の就農に向けて研修を行っております。

(3) 県内の農業法人等でお試し就農として、

就農希望者を農業法人等に数か月間派遣する就農研修を実施しており、52法人で95人が研修に参加し、うち59人が雇用就農につながっております。

(4) 農業経営資源の承継の仕組みづくりとして、就農のハードルとなる初期投資の低減や蓄積された営農技術の承継を図るための仕組みづくりを推進する一環として、三菱総合研究所、事業性評価研究所と農業経営資源の第三者承継に関する連携協定を締結しております。

具体的には、中古の農業用ハウスの資産価値を評価するシステム開発等に取り組むこととしております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○満行委員 今、説明があった新規就農者の確保・育成なんですけれども、中部、北諸県、児湯地区で全体の7割が就農ということで、自営と雇用だと雇用が圧倒的に多いんですが、表2の地域別では、東児湯、西臼杵は1桁で桁違いなんですけれども、これは雇用就農がないということなんですか。これだけ差が開いているということを県はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○馬場農業担い手対策課長 東臼杵地域の内訳で申し上げますと、東臼杵南部10名のうち自営就農が4人、雇用就農が6人、それから東臼杵北部でいきますと、9名のうち自営就農が3名、雇用就農が6名、西臼杵8名のうち自営就農は6名、雇用就農が2名でございます。

○満行委員 ということは、受皿がないということなのか、そのあたりについて、県としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○馬場農業担い手対策課長 雇用就労の受皿で

あります農業法人につきましては、県全体で874法人ございますが、その大半が委員の御指摘のとおり西諸県や北諸県等でございます。東臼杵、西臼杵にはその受皿となる農業法人が少ないというのは課題としてあるかと思っております。

○満行委員 相当偏っている県北の就業者の少なさというのは、県としては対策というか、対応というか、何か方針はあるのでしょうか。

○馬場農業担い手対策課長 県北地域の新規就農者の支援につきましては、県内に今14の就農トレーニング施設がございます。そのうちの1つ、高千穂町に今年の4月、高千穂ファーマーズスクールというものができまして、これまで西臼杵地域ではこういった組織立てた支援体制がありませんでしたが、今回できました高千穂ファーマーズスクールを県としても支援していきたいと思っております。

○山下委員 同じく17ページなんですけれども、この表1の中で離職73名とあるんですが、この離職の意味を教えてください。

○馬場農業担い手対策課長 この離職につきましては、他産業を退職した後に、農業後継者として就農した方を73名挙げております。

○山下委員 これは、県外か県内か分かっていますか。

○馬場農業担い手対策課長 申し訳ございません。手持ちの資料では県内、県外の内訳は把握しておりません。また分かり次第御報告させていただきます。

○山下委員 この数字が間違いないとすれば、私はどこでどれだけ聞き取りや調査をしているのかなど、この数字の基礎を少し疑いました。

というのは、いわゆる農業法人から農業法人に行き先を変える人もいます。また、農業

法人にいて他産業に就職する人たちもいるんです。その辺のデータは持っていないの。例えば、他産業から就農した人たちが73名ですと数字が出せるんなら、逆に他産業に行った数字というのは出せないのですか。

○馬場農業担い手対策課長 自営就農、それから雇用就農も、個別に名前でも把握はしているところがございますが、例えば、雇用就農からほかの産業にある年移ってしまったという方については、正確な数字は把握ができないところがございます。

○山下委員 毎年400何人が新規就農で入ってきますということでしょう。それなら10年もしたら何千人という担い手がちゃんと育て、農村集落やら活力がないといけないはずです。

あなた方は年間これだけの新規就農者が増えましたよと言うけれども、そのにぎわいが農村にないんです。農業法人も人手がいつも足りない。外国人を雇わないといけない。だから、あなた方が数字をしっかりとつかんで対策を講じていかないと、他産業に行った人も必ずいっぱいいるわけですから、その辺の確実な数字を経過を見ながら追いかけていかないと、農村集落の疲弊というのはもう信じられないです。20代、30代の若者がいないんです。もう60～70代がいつまでたっても若者です。どこにこれだけの新規就農者が定着しているかが目に見えない。

こんな数字を示したって、農村社会の歯止めはかけられないです。こういう数字をあなた方が信用しているから、データ上はこれだけ新規就農が育っていますよということをマスコミも追っかけるし、だけれども実態はそうじゃない。その数字のマジックをしっかりとつかんで、あなたが自信を持ってこれだけですよと言ったって、末端の本当の活力はない。そのことの整合

性を皆さん方はどう考えていますか。

○馬場農業担い手対策課長 新規就農者の定着につきまして、自営就農につきましては、市町村等で毎年調査しているところがございます。その数字で確認してみますと、自営就農者につきましては、大体5年目の方で95%ぐらいの定着率、3年目ですと98%ぐらいでございます。

雇用就農につきましては、県での調査はございませんが、国が把握しているものと、ちょっと数字が古いんですけども、平成27年度に雇用就農された方の3年後、平成30年度の定着率が、本県は75%でございます。全国では66%でございます。決して高いわけではございませんが、原因をしっかりと確認しながら、委員の御指摘の定着率の向上についても検討してまいりたいと思います。

○山下委員 自信を持って言われるけれども、都城市は割と農業体系がいいですから、都城市の状況、例えば過去10年間で就農した人たちが、どれぐらいしっかりと定着しているのか、その辺のデータをちゃんと追跡してみてください。今年度の委員会の中でその数字を出してください。よろしいですか。

○馬場農業担い手対策課長 市町村別についても把握してから、対策等を進めてまいりたいと思います。

○山下委員 ぜひ数字をつかんで、またこの委員会でいつか出してください。お願いします。

○右松委員 輸出に関して質問させてください。

15ページですけども、農畜水産物の輸出で、数年前は香港が最大の輸出先で、香港にもフードエキスポをはじめ2度ほど視察に行きました。

それで、今回、米国市場の開拓がかなり広がっている状況を見まして、香港と比べたらトン数的には桁が違いますけれども、数量は倍になっ

て、金額がかなり伸びて、26億円までいっています。牛肉の話は先ほど出ましたけれども、EUも含めてこのあたりの数量と金額、それから輸出のトレンドとして、これからの展開に関して、米国市場の魅力をどう分析されているか、教えてもらいたいと思います。

○松田農業流通ブランド課長 今、香港とアメリカという話がございます、香港が輸出先別でずっと1位だったものが、今回、アメリカに変わりました。この部分の分析につきましては、香港が1月、2月あたりにコロナが特に厳しくて、経済的にストップした面があります。一方で、米国においては回復が非常に早かった。物が動き出しているというところの経済回復の違いが大きな要因にあると思っています。

さらに、アメリカの魅力というところですが、畜産物でいきますと牛肉が非常に伸びております。アメリカは人口が3億人以上ですが、若い世代——ミレニアルズと言われている2000年ぐらいまでに生まれた方々ですが、その世代が非常に多いと。その世代の傾向としては健康志向、本当にいいものを選ぶというところがあるということで、そういったものにお金を投資していくというのがまず一つあると思います。

もう一つは、お茶で例えますと、粉末の茶がよくアメリカでは売れます。ウーロン茶や紅茶を文化として持つ中国やヨーロッパというのは、リーフ茶になるんですけども、アメリカの場合は粉末になると。これは簡易なもの、さっと作ってさっと飲むというような合理的な消費の傾向があると思います。

合理的でかつ健康志向である、ビーガンみたいな世界がありますけれども、炭水化物の摂取を控えようというのがアメリカの今の食の志向

として、食品に大きな字で栄養表示をするように規則が変わりましたが、そういった健康に留意した形で、かつ便利のいいものというところを攻めていけば、米国は非常に有望なところであると思います。

また、牛肉ですけれども、代替肉等が出ていますが、まだまだ食の最高峰と言われるようなところで狙っていけると考えてございます。

○右松委員 分かりました。トレンド、それから志向、そのあたりを戦略的に攻めていくという考え方は大事なかなと思います。

当委員会の県内調査で門川町のみずなが水産に行っていました。加工ですから、農畜水産物とは若干ジャンルが違うかもしれませんが、加工品で米国市場を開拓していくという方向性なんです。それで、そこは道本食品とか大山食品とかとチームを組んで、ジェトロとかの支援もそこに入っているんでしょうけれども、独力で米国の開拓をしていくというお話を伺いました。

本県として、例えば、HACCPの対応施設の整備であるとか、そういったのはいろいろと後押しされているのは十分分かっているんですが、販路開拓の面において、香港では現地の人を活用しながらバイヤーの獲得にかなり力を入れていたという印象を受けています。アメリカ市場がこれから有望になるというのは、大事なところだと思いますので、アメリカ市場における開拓の後押しを県としてどのように考えているのか教えてください。

○松田農業流通ブランド課長 今、委員がおっしゃいました道本食品、大山食品、あとヤマエ食品、そういった方々が組まれて、独自にブランドを打っていきこうという動きが出ています。これにはジェトロが非常に大きく関わって成し

遂げられたものと思っています。

県としてどう考えていくのかというところに関しまして、今、ジェットロ宮崎支所だけではないんですが、輸出関係の定例会議として、輸出促進連絡会というのを毎回やっております、そういった中で、相手先がどういうニーズを持っているか、どういう商品を好むかということプラス、こちらにやってみようという方々がどれぐらい潜在的にいるのか、そういうところを話し合いながらやっているところです。

輸出に取り組むという事業者の中には、初期の段階、やってみようかなというふうにまず着手する方、それから、中級のレベル、間接的に輸出をしていらっしゃる方、それからもっといくと、御自身の商品に自信を持って、直接相手先と交渉し、送り込むというような、言わば初級、中級、上級というようなランクもあるかなと思っています。

まずは、輸出を高めていく上で、取り組んでいこうというチャレンジャーをいっぱいつかまえて、そしてジェットロを中心に一緒になって支援して産地づくりをし、中級、それから直接輸出というような、いろんな品目によっても違いはございますけれども、そういった段階を踏んで輸出を広げていきたいと考えております。

○右松委員 分かりました。それは非常に重要で、戦略的な展開が絶対に求められますので、引き続きジェットロとも連携しながら頑張ってくださいと思います。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、最後に、その他で何かございませんか。

○蓬原委員 さっきは藻の話でしたので、水質の話です。改めて、その他のところでお願いを

しておきたいと思います。

都城市の花ノ木川、大淀川上流は、かなり悪いようでありまして、なかなか改善されません。環境基準は未達成となっていますから、いろんな原因があるようです。その原因の中に、畜産関係とか、農政水産部に関係すると思われるものがもしあるならば、そこを環境森林部と連携していただいて、調査に協力していただいて、その原因を取り除く努力をしていただくとありがたいということ、その他で申し上げたいんです。ただ、水産のほうは栄養源がなくなるのでお困りかもしれませんけれども、部長、いかがですか。

○久保農政水産部長 河川の浄化というのは環境森林部でも取り組んでいる重要な問題だと思います。畜産サイドからは適正な指導をしていると伺っておりますので、今後そこがうまくいくように、河川浄化に関してはしっかりと環境森林部と連携しながらやってまいります。

海のそういった栄養分が少なくなることは、まさに二律背反の問題ではあるんですけども、そこがうまくいくように、海藻のほうでも環境森林部としっかり――まずは陸上試験でうまくいくように取り組んでいきたいと思っておりますので、水産のプロの知識を使いながら、環境森林部のプロの技術も見ながら取り組まさせていただきますらと思っております。

○山下委員 さっきの17ページなんですけど、もう一つ確認させてください。

表1の雇用就農者数の令和3年度の244名には技能実習生は入っていないと思うんですが、確認です。

○馬場農業担い手対策課長 外国人技能実習生は含まれておりません。

○山下委員 もう一点。この雇用就農というの

は、農業法人が福利厚生、例えば厚生年金などをちゃんと払ってくれている、身分保障をちゃんとしてくれている雇用形態ですか。

○馬場農業担い手対策課長 雇用就農につきましても、雇用者と従業員との雇用契約を結んだ上でのカウントをしてございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○馬場農業担い手対策課長 すみません、先ほどの定着率のお話をさせていただいた雇用就農者の定着率の出元でございますが、雇用就農者全体では数字はございませんで、国の「農の雇用事業」を活用した状況のデータでございます。あくまでも農の雇用事業を使った方の定着率が3年間で75%になっておりますので、補足させていただきます。

○山下委員 その比率はどれぐらいですか。

○馬場農業担い手対策課長 手元でございますので、数字を確認させていただきます。

○武田委員長 後ほど報告していただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時25分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それではそのように決定いたし

ます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で、本日の委員会を終了します。

午後2時25分散会

令和4年6月23日(木曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		蓬原	正三
委員		濱砂	守
委員		山下	博三
委員		右松	隆央
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課主査	西尾	明

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については、継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査につきましては、10月19日水曜日から同月21日金曜日に実施予定ですが、調査先等について御意見、御要望等がありましたら、併せてお出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時3分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日、閉会中の委員会で改めて御意見をいただきたいと思っております。

次に、7月19日に予定されております閉会中

の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時8分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日火曜日の閉会中の委員会につきましては、土地利用型農業の野菜系統の農家の現状について、経済農業協同組合連合会や農業協同組合中央会などを含めた形で執行部と協議させていただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時8分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 武 田 浩 一

